

議案第 40 号

鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年11月26日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

職員の期末勤勉手当の支給割合を引き下げること踏まえ、教育
長の期末手当の支給割合の引下げを行おうとするものである。

鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の
一部を改正する条例

鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年12月条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{215}{100}$ 」を「 $\frac{195}{100}$ 」に、「 $\frac{235}{100}$ 」を「 $\frac{220}{100}$ 」に改める。

附則第2項を次のように改める。

（期末手当の特例）

2 当分の間、第6条第2項中「 $\frac{195}{100}$ 」とあるのは「 $\frac{155}{100}$ 」と、「 $\frac{220}{100}$ 」とあるのは「 $\frac{155}{100}$ 」とする。

附則第3項及び第4項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。